

佐賀県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字丸木庭丙三二七四の七一、丙三二七四の七八、丙三三八五、丙三三八六、字柿原丙三四四六の六、丙三四五二、丙三四六三、丙三四六五、丙三四六七、丙三四七二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鹿島市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）